

編集 Intercultura A.NOJIMA
 編集責任 Atsushi NOJIMA
 連絡先 Bahnhofstrasse 71
 CH-6460 Altdorf (スイス)
 Tel/Fax +41 (0)41 870 27 28
 E-mail: ap.nojima@bluewin.ch
 http://mypage.bluewin.ch/gruezi/

Grüezi

Schweizerisch-Japanische Zeitung スイスと日本を結ぶ生活情報・交流紙

2005年9月25日国民投票の結果

EU新加盟10ヶ国とスイスの間の人の移動の自由に関する国民投票

スイス国民は、はっきり「賛成」(56%)を表明

賛成56% (投票率53.8%)で承認

州レベルでは、賛成19州、反対7州(シュヴィツ、グラルス、ウリ、ニードヴァルデン、オブヴァルデン、ティチノ、アッペンツェール・インナーローデン)

*今回の国民投票は、「任意の国民投票」なので、総得票数の過半数で承認される。(「任意の国民投票」については、4ページ「スイス生活ここがわからない」をご覧ください)

はっきりした国民の「賛成」の声

去る9月25日、今年3回目の連邦レベルの国民投票が行われた。6月に行われたシェンゲン協定・ダブリン協定への参加の承認を問う国民投票(賛成54.6%)の直後でもあり、結果次第では、ここまで比較的順調に進められてきたEU(欧州連合)との包括条約締結の努力が揺らぎかねないことや、スイスにEU諸国から人が移動してきたときに、労働条件の悪化や賃金の低下など不安材料などがあり、今回の国民投票を巡っては、賛成派、反対派入り乱れての議論が盛んに行われてきた。

1999年に締結されたスイスとEU間第1次包括条約(通称「第1次バイラテラル協定」)で、EU加盟国の出身者もスイス人も双方に自由に移動し、就労も可能となる内容が含まれ、2000年の国民投票で67%の賛成で、はっきり承認された。こうして、EU(欧州連合)の当時の加盟国15ヶ国との間では、人の移動の自由が既に段階的に始まっている。

ところが、その後のEUの拡大に伴い、第1次バイラテラル協定の時点でまだ加盟国でなかった10ヶ国が、2005年1月1日より新加盟国となり、この新加盟国10ヶ国(キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア)との人の移動の自由に関しては、改めて国民に信を問うべきだというスイス民主党(SD/DS)や国民党(ドイツ語でSVP、フランス語、イタリア語でUDC)の一部のグループがレフェランダムを求め、国民投票が行われることになった。

今年6月5日に行われた国民投票では、第2次EUスイス間包括条約の内、「シェンゲン協定・ダブリン協定(法務、警察、移住、難民亡命分野の協力への参加)の項目が国民投票に付され、54.6%で承認された(『グリエツィ』第30号参照)。結果に影響はないが、州レベルでは、チューリッヒとツークを除くスイスの東半分の州で反対が過半数だった。

今回の国民投票を6月5日のものと比較すると、賛成率は若干ながら増加し、明確で安定した賛成と言える上、州レベルでも、反対がわずかに7州という結果になった点も大いに注目できる。

人の移動の自由のプロセス

EUの新加盟10ヶ国からの人の移動の自由が国民投票で承認されたからと言って、明日からすぐにEU新加盟国からスイスへの人の移動が突然起こることにはならない。今回の国民投票の内容を具体的に見れば、その点はよく分かる。

まず、この国民投票での承認を受けて、スイス国会、そしてEU委員会(議会)の批准が行われる。その後、早ければ、2006年1月1日からこの協定が発効することになる。では、内容はどうか。

第1段階: 2011年までは、スイスにすでに居住する人が優先され、EU新加盟国からのスイスへの入国者の人数の枠が決められ、賃金等の労働条件の悪化を防ぐために、事前のコントロールを厳しくし、監査官を150人増加して強化を図ることになっている。

第2段階: 2009年には、EU(欧州連合)の加盟国25ヶ国との人の移動の自由に関して、このバイラテラル協定の合意を維持するかどうかの国民投票が行われる。

第3段階: こうして、2011年以降は、文字通り人の移動の自由が実現することになるが、万一急激な人の移動が起こったときには、スイス側が2014年まで保護措置を取ることができる条項がある。(従来からのEU加盟15ヶ国に関しては、2007年時点で同様の自発が発生した場合、2014年まで保護措置を取ることができる)



9月25日の国民投票の結果を報ずる各地の新聞

スイスのEU加盟の見通しは?

第1次、第2次EUスイス間包括条約が国民投票で承認され、いわゆるバイラテラル協定の路線が、安定したかに見える。今後スイスがEUに加盟するかどうかについては、政府レベルでは、当面凍結との見方が強い。一方で、欧州連合側でも、EU憲法案が、昨年フランス、オランダで行われた国民投票で否決されるという事態が起こり、EU加盟問題は、しばらくは政治の表舞台には登場しない可能性が高い。

9月25日の国民投票の結果を受け、その直後にEU本部を訪れたカルミー・レイ外相は、フェレロ=ヴァルドナー欧州連合対外担当相との会談の中で、今後、バイラテラル協定をひとまとめにした枠組み合意の展望を述べている。

スイスにとって、最大のパートナーであるEUとの関係は、今後とも目が離せないだろう。

EUとの関係を簡単に振り返る

スイスとEUとの関係をここで少し振り返ってみよう。

1992年12月当時のEEA(欧州経済領域)への参入に関する国民投票で、ほんのわずか0.3%の僅差で否決され、当時のドゥラミラ経済相が、「暗黒の日曜日」と評した。その後、スイス連邦政府にとって、欧州経済共同体(EEC)、さらに欧州連合(EU)への加盟問題は、政府にとって、重要案件であると同時に、国民の厳しい審判を受けるものとなっていった。

1997年に行われたEU加盟を問う国民投票では、73%の反対で否決されるという結果となった。

以後、スイス連邦政府は、スイスにとってもっとも重要なパートナーであるEUとの間で、個別に協定を結んでいく政策、つまりEUとの間でバイラテラル協定を結ぶ政策へと路線を変更していった。こうして、1999年「通行の自由」「免状、テスト基準などの相互認定」「調査プロジェクトへの自由参加」「公共プロジェクト参加自由」「農業」「人の移動の

自由」などの7項目について、合意に達した。そして、この第1次バイラテラル協定が2000年5月に国民投票に付され、67%という高い支持率で承認されたのである。

第1次バイラテラル協定の賛成が非常に高かったことを受けて、連邦政府は、2001年3月再び、EU加盟を問う国民投票を行ったが、このときは、1997年よりもさらに反対が多く否決される結果となった(反対76%)。

この段階で、連邦政府は、EU加盟問題を当面凍結し、第2次バイラテラル協定に集中することに決め、2004年5月には、9項目にわたる協定が締結された。(『グリエツィ』第26号参照)

そして、今年2005年6月に、この第2次バイラテラル協定の内の1項目「シェンゲン協定、ダブリン協定: 法務、警察、移住、難民亡命分野の協力」への参加の項目が国民投票に付され、56%という安定した賛成で承認されたことは、記憶に新しい。(『グリエツィ』第30号参照)